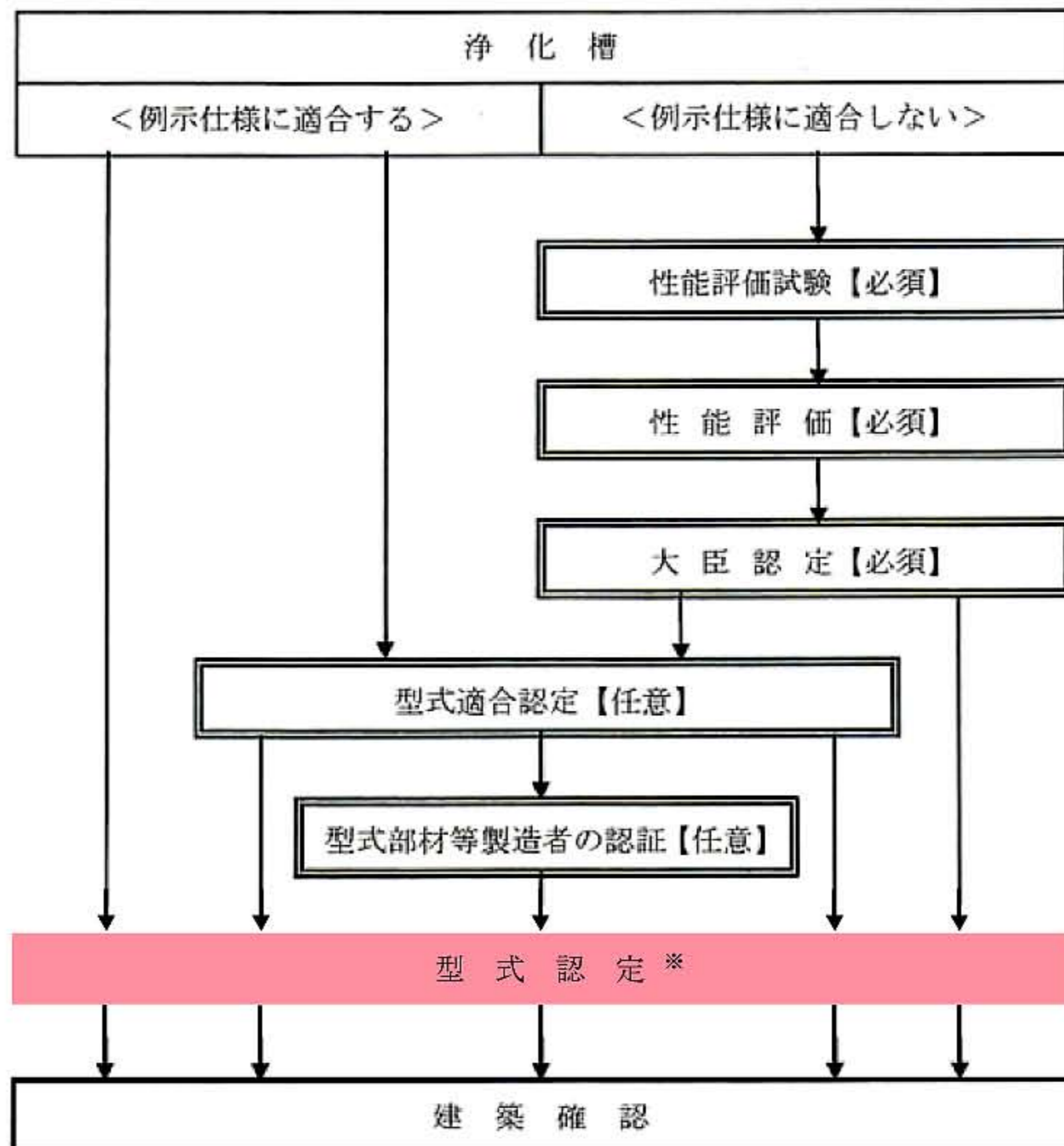


2. 建築基準法関連

2.1 建築基準法での浄化槽

建築基準法第31条第2項によると、浄化槽は国土交通大臣が定めた構造方法（以下、「例示仕様」という。）を用いるもの、又は国土交通大臣の認定（以下、「大臣認定」という。）を受けたものに限るとされています。

浄化槽の建築基準法上の認定制度は以下のようになっています。



※ 工場生産浄化槽は、浄化槽法の型式認定を取得しなければなりません。
(型式認定については、「1. 浄化槽法と型式認定」を参照してください。)

2.2 例示仕様(構造方法)

例示仕様は、昭和55年建設省告示第1292号（最終改正：平成18年1月17日国土交通省告示第154号）に示されています。

2.3 大臣認定

例示仕様に適合しない浄化槽は、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項の規定に基づき、同法施行令第 35 条第 1 項の規定に適合するものとして「大臣認定」を受けなければなりません。

「大臣認定」の審査に当たっては、指定又は承認を受けた性能評価機関にその性能評価を行わせることができることとされており、その性能評価をもとに国土交通大臣が認定を行っています。

現在のところ、浄化槽の性能評価は(財)日本建築センターのみで行われています。

なお、性能評価においては、あらかじめ性能評価機関に事前相談の上、第三者機関による性能評価試験を行う必要があります。

建築基準法

(構造方法等の認定)

第 68 条の 26 構造方法等の認定（前 3 章の規定又はこれに基づく命令の規定で、建築物の構造上の基準その他の技術的基準に関するものに基づき国土交通大臣がする構造方法又は建築材料に係る認定をいう。以下同じ。）の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出して、これをしなければならない。

建築基準法施行令

(構造方法等の認定)

第 35 条 合併処理浄化槽の構造は、排出する汚物を下水道法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合においては、第 32 条の汚物処理性能に関する技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

2.4 型式適合認定

建築基準法第 68 条の 10 第 1 項に基づく「型式適合認定」は、国土交通大臣の指定又は承認を受けた認定機関により、その型式が建築基準法の一連の規定に適合していることを認定する制度です。

「型式適合認定」を受けることで、建築確認の提出書類等が軽減され、建築確認の簡略化を図ることができます。また、法規定上は任意取得になっていますが、浄化槽法上の「型式認定」申請に必要な書類の一部を省略できることから、取得することをお勧めします。

現在のところ、浄化槽の「型式適合認定」を行うことができる指定認定機関となっているのは、(財)日本建築センターのみです。

建築基準法

(型式適合認定)

第 68 条の 10 国土交通大臣は、申請により、建築材料又は主要構造物、建築設備その他の建築物の部分で、政令で定めるものの型式が、前 3 章の規定又はこれに基づく命令の規定（第 68 条の 26 第 1 項の構造方法等の認定の内容を含む。）のうち当該建築材料又は建築物の部分の構造上の基準その他の技術的基準に関する政令で定める一連の規定に適合するものであることの認定（以下「型式適合認定」という。）を行うことができる。

2.5 型式部材等製造者の認証

建築基準法第68条の11に基づく「型式部材等製造者の認証」は、規格化された型式の建築材料、建築物の部分又は建築物で、国土交通省令で定めるものの製造をする者について、申請により、国土交通大臣の指定又は承認を受けた認証機関が認証を行うものです。

現在のところ、浄化槽の「型式部材等製造者の認証」を行うことができる指定認証機関となっているのは、(財)日本建築センターのみです。

建築基準法

(型式部材等製造者の認証)

第68条の11 国土交通大臣は、申請により、規格化された型式の建築材料、建築物の部分又は建築物で、国土交通省令で定めるもの（以下この章において「型式部材等」という。）の製造又は新築（以下この章において単に「製造」という。）をする者について、当該型式部材等の製造者としての認証を行う。

(認証の基準)

第68条の13 国土交通大臣は、第68条の11第1項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の規定による認証をしなければならない。

1. 申請に係る型式部材等の型式で型式部材等の種類ごとに国土交通省令で定めるものが型式適合認定を受けたものであること。
2. 申請に係る型式部材等の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が国土交通省令で定める技術基準に適合していると認められること。